

長和五年正月廿九日、受禪於京極亭、即以外祖父左大臣爲攝政。

〔繁花物語十五〕殿の御まへ道世乞りはじめさせ給てのち、御門は三代にならせ給、わが御世は廿三四四年ばかりにならせ給に、みかせ一條わかうおはしますときは攝政と申、おとなびさせ給ふをりは關白と申ておはしますに、このころ攝政をも御一男、たゞいまの内大臣通頼に讓きこえさせ給て、我御身は太政大臣の位にておはしますをも、つねにおはやけにかへし奉らせ給へど、おはやけさらにはきこしめしれぬに、たびくわりなくてすぐさせ給、御心にはすさまじうおぼさるゝ事かぎりな亥。

〔日本紀略十一條〕寛仁三年十二月廿二日甲辰、攝政内大臣○藤原上表謝攝政、即詔停攝政、令關白萬機○中  
廿八日庚戌、令關白内大臣、以攝政儀行官奏除目。

〔愚管抄四〕宇治殿○通藤原は後一條後朱雀後冷泉三代の御門の外舅にて、五十年ばかり執政の臣にておはしけり、後冷泉のすゑに、攝政を大二條殿○教と申は、宇治殿の御弟也、の御堂○道長もよき子とおぼして、宇治殿にもおどらずもてなされけるが、年七十にて左大臣なりけるを我御子には道房の大將とて、かぎりなくみめよく人用ゐたりける御子の、廿にてうせられける後、京極の大殿師實は、むげにわかき人にてありければ、越れむ事のいたましくおぼさるゝ程の器量にて、大二條殿ありければ譲らせ給ひけるを、世の人宇治殿の御高名、善政の本體と思へりけり、

〔續世繼みかきの松〕らかくおはしま亥、法性寺のおどり○藤原は、○中 保安二年のとし關白にならせ給ふ、御とし廿五にぞおはしまし、同四年正月に、さぬきのみかせ○崇くらるにつかせ給しかば攝政と申き、みかせおとなにならせ給て關白と申しほせに、近衛のみかせ位につかせ給しかば、又攝政にならせ給ひき、久壽二年七月この衛のみかせかくれさせ給ひて、この一院○後